

胆江地区上下水道事業会計システム共同調達等業務 公募型プロポーザル選定基準

1 選定基準制定の目的

この基準は、公募型プロポーザル方式により、上下水道事業会計システムの受託候補予定者を決定するため、参加事業者から提出された業務提案書、機能要件書及び提案見積書（以下「提案書等」という。）の内容を、客観的に評価するために示すものとする。

2 提案書等への評価の着眼点

提案書等に記載する項目は、別紙提案書等の評価基準表（以下「基準表」という。）の(1)から(9)までの項目とし、評価は主に、業務提案書の的確性、システムの機能性及び操作性、提案内容の根拠、見積・積算金額の妥当性等を基準に評価する。

また、提案内容全体が、奥州市及び金ケ崎町の上下水道事業における業務の効率化及び遂行性向上のために寄与する提案となっているかについても考慮する。

各項目の作成において、評価の基準となる点は次のとおりとする。内容を理解の上、提案書等の作成を行うこと。

(1) 会社概要及び財務状況等

- ア 会社名、所在地（本社）、資本金、従業員数、業務内容
- イ 直近2か年分の会計年度における貸借対照表、損益計算書
- ウ その他

(2) 納入実績、個人情報保護及び法令遵守

- ア 個人情報保護等
プライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）等、第三者機関の審査によるセキュリティ基準の認定取得状況及び取組みが分かるもの。
- イ 納入実績（納入先、業務内容、人口規模、契約年数等について過去10か年分）
- ウ 法令の遵守について
- エ その他

(3) 業務体制及び業務実施計画

- ア 責任を持って業務を遂行できる能力を有する人員の配置について
- イ 業務の実施に当たり、必要な技術・知識を有する企業又は有資格者との協力体制の構築について
- ウ 受託業務のシステム構築・データ移行から保守・運用に至るまでの実施計画に

ついでの方

- エ 発注者との円滑なコミュニケーションにより、齟齬が生じないための取組み
- オ 災害、不測の事態又は業務支援のためサポート等の応援体制について
- カ その他

(4) システムに関する項目

ア パッケージ製品の概要及び機能改善

- (ア) 提案するパッケージ製品の概要及び特長について
- (イ) 標準的な技術によりシステムの操作及び運用がなされているか
- (ウ) パッケージシステムの機能改善等に関する考え方について
- (エ) 法制度改正に対応する考え方について
- (オ) その他

イ システム構築及びデータ移行

- (ア) システム構築及びデータ移行に関する作業概要並びに工程及び方法について
- (イ) 移行されたデータ項目の整合性の確認と当該確認において差異が生じた場合の解決方法について
- (ウ) その他

(5) システムの機能要件について

- ア 機能要件書の内容を満たしているか
- イ その他

(6) 業務遂行に関する項目

ア クラウドサービスの提供

- (ア) LGWAN-ASPを利用してサービス提供を受ける際の接続回線の安定性・信頼性等について
- (イ) その他

イ セキュリティ対策

- (ア) パスワード、利用制限、アクセスログ解析等のセキュリティについて
- (イ) データセンターの安全性・セキュリティ確保について
- (ウ) セキュリティインシデント予防及び対応について
- (エ) データバックアップについて
- (オ) その他

ウ 障害・災害対応

- (ア) システム障害の予防について
- (イ) サービス品質保証（SLA）に関する実績及び達成見込

(ウ) 障害・災害発生時において安全かつ確実にデータを早期復旧するための体制構築について

(エ) 障害・災害発生等緊急時における連絡体制及び対応フローについて

(オ) その他

(7) 運用・保守・研修

ア 具体的な運用体制や運用保守について

イ スムーズな問い合わせが可能な体制の構築について

ウ 発注者と受託者がそれぞれ担当する保守業務の区分について明確にされているか。また、発注者の保守業務が負担軽減されるものとなっているか。

エ 職員研修の実施（カリキュラム、マニュアル等）による考え方について

オ 職員に対するシステムセキュリティ教育及びインシデント防止の考え方について

カ その他

(8) その他の提案事項

以下については、今回の提案額の範囲内での対応の可否を明確にして提案すること。

ア 仕様書及び機能要件書以外で利便性向上の機能又は経費削減につながる有益な提案事項

イ 水道標準プラットフォーム、eLTAX等今後対応が予想される案件へのシステムの拡張性及びそれらの考え方について

ウ その他

(9) 提案見積金額及び積算内訳書

提案見積金額（構成事業者の合計）について、次の算定式により採点する。なお、得点は小数点第二位までとし、小数点第三位を四捨五入する。

（算定式）

価格点 = 配点 × (参加事業者中の最低提案見積金額 / 当該事業者提案見積金額)

参加事業者が 1 者の場合は次の算定式とする。

価格点 = 配点 × 0.6

3 審査方法

(1) 審査における採点方法

提案書等の記載項目に対し審査を行い、基準表に記載する配点により採点する。

評価基準総合点は、評価項目ごとに審査委員の評価点数を合計し、その平均点を採用する。なお、得点は、小数点第二位までとし、小数点第三位を四捨五入する。

(2) 評価項目への配点について
基準表のとおり

(3) 最低評価基準

配点合計（500点）のうち6割（300点）を最低評価基準とする。

当該基準を下回った場合は、応募した事業者に対し提案内容の見直しを求め、再度のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、当該基準を達成した場合に受託候補予定者となることができる。

別紙

提案書等の評価基準表（合計500点満点）

評 価 項 目		項目配点	配 点
会社概要等に関する項目	(1) 会社概要及び財務状況等	30	5
	(2) 納入実績、個人情報保護及び法令遵守		5
	(3) 業務体制及び業務執行計画		20
システム及び業務遂行に関する項目	(4) システムに関する項目	250	40
	パッケージ製品の概要及び機能改善		
	システム構築及びデータ移行		
	(5) システムの機能要件について		150
	(6) 業務遂行に関する項目		60
	クラウドサービスの提供		
	セキュリティ対策		
障害・災害対応			
運用・保守・研修体制等に関する項目	(7) 運用・保守・研修	70	40
	(8) その他の提案事項		30
提案見積金額に関する項目	(9) 提案見積金額及び積算内訳書	150	150
合 計			500